

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	塙町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000218.html

執行機関名 塙町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	塙町こども医療費助成に関する規則(平成16年塙町規則第2号)による医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		塙町個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第3号 塙町こども医療費助成に関する規則(平成16年塙町規則第2号)による医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	塙町こども医療費助成に関する規則(平成16年塙町規則第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この規則は、こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病的早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とする目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		塙町こども医療費助成に関する規則